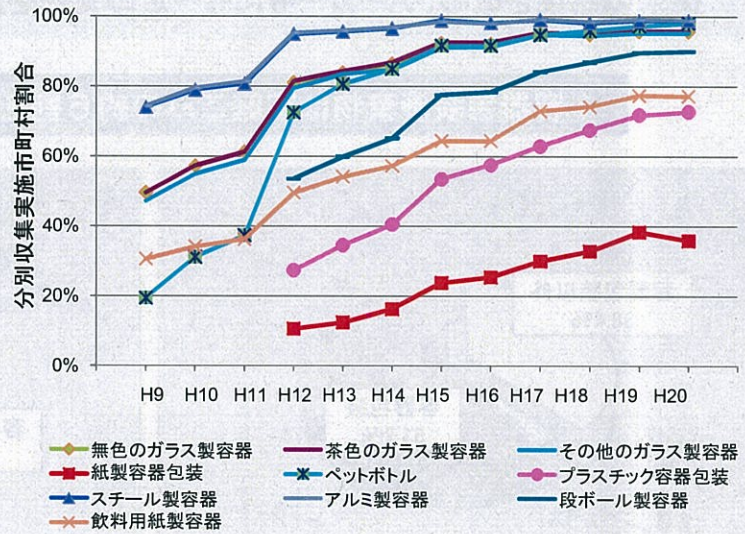


市町村における分別収集の取組状況

多くの品目で高い分別収集実施割合。紙製容器包装、プラスチック製容器包装については、他の品目に比べ実施割合が低い。

全市町村に対する分別収集実施市町村の割合と推移（平成20年度）

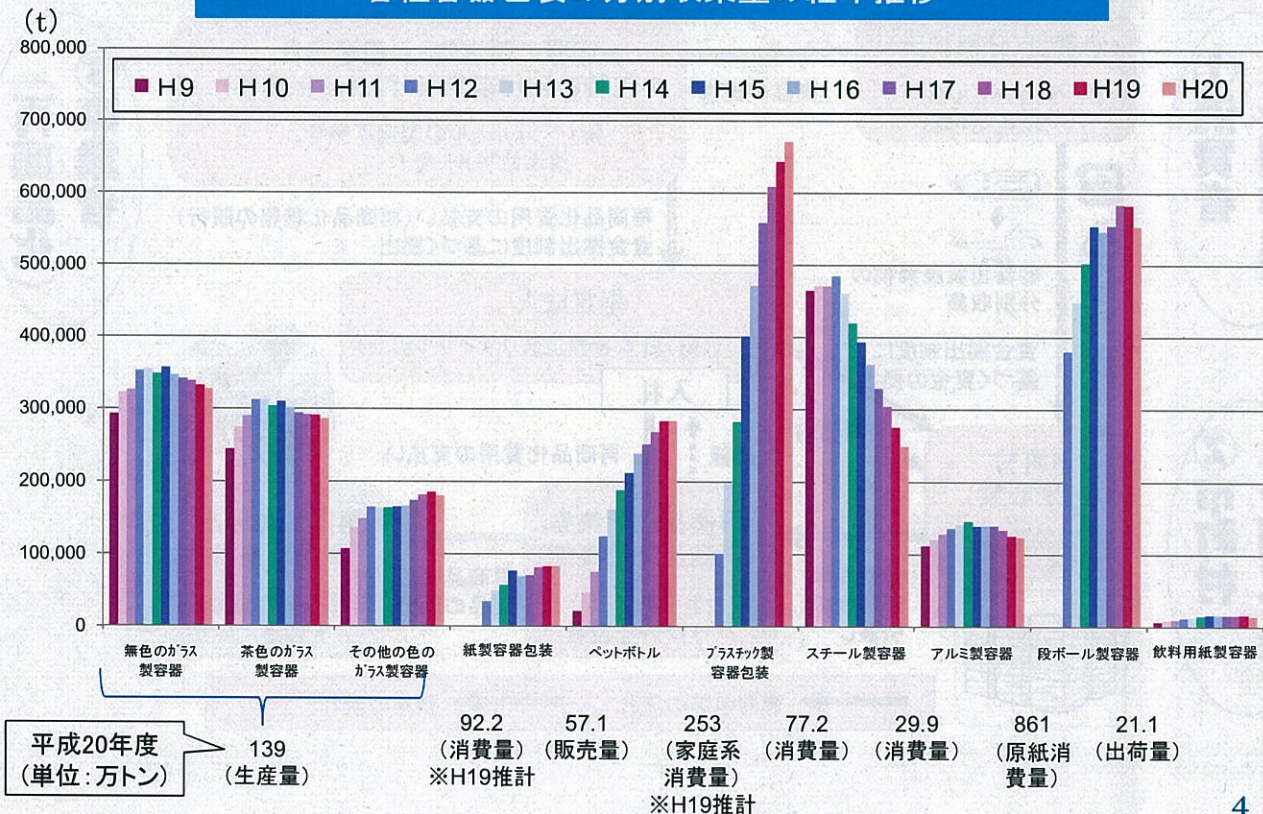
品目	実施割合(%)
無色のガラス製容器	95.7
茶色のガラス製容器	95.8
その他のガラス製容器	95.3
紙製容器包装	35.8
ペットボトル	98.1
プラスチック製容器包装 (うち白色トレイ)	72.7
スチール製容器	39.6
アルミ製容器	98.9
段ボール製容器	98.9
飲料用紙製容器	90
飲料用紙製容器	77.2



3

市町村による分別収集量の推移

各種容器包装の分別収集量の経年推移



2

4

容器包装リサイクル制度推進のための各種取組

(1) リサイクルルートの透明化・安定化

- 容器包装リサイクルのフローの透明化等に関する検討会
- 廃ペットボトルの輸出等市町村における独自処理に関する実態調査
- 使用済ペットボトル市況の変化への対応（平成20年度限りの緊急措置）

(2) リサイクルシステムの高度化

- プラスチック製容器包装に係る再商品化手法専門委員会
- 市町村の取組の推進等
- 資金拠出制度

(3) リデュース、リユースの推進

- ペットボトルリユース実証実験
- 普及啓発事業

5

容器包装リサイクルのフローの 透明化等に関する検討会 中間取りまとめ

講ずべき措置

①リサイクルのフローの確認に係る措置

- ・容リ協会は、再商品化事業者との契約上の措置について以下のように強化を図るべき。
 - － 検査体制の強化、現地調査の拡充、不適正行為に対する電話通報窓口の整備
- ・市町村による現地確認の実施ができるようにする。
- ・容リ協会の中立性・公正性を高めるとともに、登録審査判定に弁護士等が参加し公正性を担保。
- ・法制度の改正により調査に公権力を持たせることも考えられるが、まずは上記を速やかに実施。

②情報公開に係る措置

- ・容リ協会は、再商品化製品の用途の情報について、市町村が利用しやすい形で情報提供を行うようにすべき。
- ・市町村は、分別収集された当該市町村の容器包装廃棄物に係る再商品化製品の用途等の情報について、消費者に提供するための取組を進めるべき。

③再商品化製品の利用拡大に係る措置

- ・特定事業者は再商品化製品の利用実績について公開していくことが望まれる。
- ・国は、表示制度の活用や公的部門における利用拡大、経済的インセンティブ等、再商品化製品の利用拡大に向けた措置を講ずべき。
- ・サプライチェーン体制の構築につながる場合に、入札段階で一定の取り扱いが行われるよう入札制度に盛り込むことが可能か検討。
- ・法制度の改正による情報公開の強制も考えられるが、まずは②及び上記を速やかに実施。

6